

# 滞納ゼロを目指して

## 市税などは「期限内納付」が原則です!!

税金や保険料などは、みなさんの生活に欠かすことのできない公共サービスや施設の維持管理、適切な医療の提供、質の高い福祉事業、子育て支援などに必要な財源となる大切なものです。これらの支払いは納期限内が原則です。納期限を過ぎると、延滞金が発生したり、滞納処分（預貯金や給与などの差押えなど）の対象になります。

問い合わせ先 本庁舎債権管理課 ☎ 0857-30-8151  
☎ 0857-20-3920

### 公平性確保のために

滞納している税金や保険料などを放置しておくことは、納期限内に支払われたみなさんとの公平性を欠くこととなります。

本市では、納付できる資産や収入があるのに納付しない人、滞納を放置している人に対しては、法律の定めに従い滞納処分や裁判手続き（支払督促、差押命令の申立など）を実施しています。

万が一、傷病や失業、災害などのやむを得ない事情で納期限内の支払いが難しい場合は、納付相談に応じたり猶予制度を案内したりしていますので、早めに各担当課までご連絡ください。

### 本市の取り組み

市全体の未収金（滞納市税など）は、年々減少しています。

今後も、的確な初動対応により、滞納の発生を抑制するとともに、研修などを通じて職員の意識とスキル向上を図っていきます。また、組織横断的な連携により債権回収を推進し、未収金解消に取り組んでいきます。

### ！ 振り込め詐欺に注意！

市職員や税務職員を装い、ATMを操作させて振り込みを行わせる詐欺被害が報告されています。市が納税などのためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話などがあった場合は市へご連絡ください。

## 市税などのお支払いは便利な口座振替で

市税などのお支払いは、口座振替が便利です。お支払いに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。この口座振替のお申込みには、2つの方法があります。

1つは、金融機関で「口座振替依頼書」を提出して行う方法です。**もう1つは、「ペイジー口座振替受付サービス」で行う方法です。**このサービスを利用すると、**キャッシュカードで簡単にお申込み**ができます。

今回は、〈預金通帳と届出印が不要で、お手続きが簡単〉なこのサービスについて、ご紹介します。

### 「ペイジー口座振替受付サービス」ご利用条件

市税や料金の口座振替を希望する口座が

- 鳥取銀行
- 山陰合同銀行
- 鳥取信用金庫
- 中国労働金庫
- ゆうちよ銀行
- 鳥根銀行



● J A 鳥取いならば、いずれかにあれば、「ペイジー口座振替受付サービス」のご利用が可能です。  
※必ず、キャッシュカードの名義人ご本人がお越しくください。

### ペイジー口座振替受付サービスお申込み



①カードの名義人ご本人が、窓口で必要なものを3点を提示して下さい。



②職員が、キャッシュカードを端末に通します。



③端末に4桁の暗証番号を入力してください。



④署名をして、手続き完了です！

### 取扱税目・料金

- 市・県民税（普通徴収）
- 国民健康保険料
- 保育所保育料
- 受託県営住宅家賃・駐車場使用料
- 集落排水施設使用料
- 固定資産税・都市計画税
- 介護保険料
- 幼稚園保育料
- 浄化槽使用料
- 軽自動車税
- 後期高齢者医療保険料
- 市営住宅家賃・駐車場使用料
- 下水道使用料

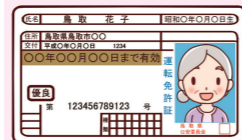
### 申し込み場所

- 市役所本庁舎1階 国保と年金窓口・福祉総合窓口
- 市役所本庁舎2階 税総合窓口・建築住宅課
- 各総合支所市民福祉課

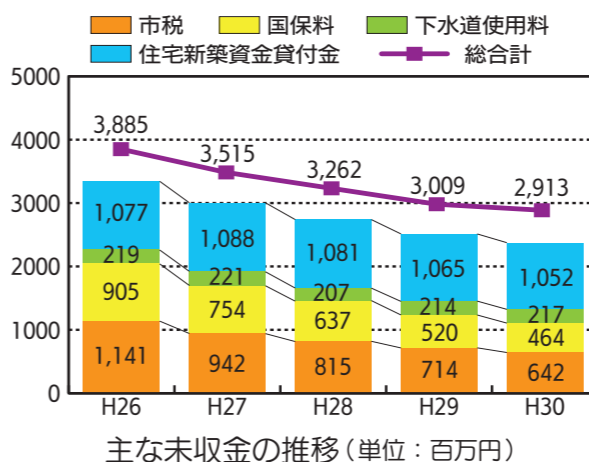


### 必要なもの3点

1. 口座振替を希望する口座のキャッシュカード
2. 身分証明書（運転免許証、保険証など）
3. 口座振替を希望する税、料金の納税（入）通知書



※クレジットカード納付は行えません。  
※法人用キャッシュカードは使用できません。



### よくある質問

- Q. うっかり支払いを忘れて納期限が過ぎてしまいました。今持っている納付書で納められますか。
- A. 納期限が過ぎても、お手持ちの納付書で市役所本庁舎・各総合支所・金融機関窓口で納付することができます。ただし、督促手数料や延滞金が発生している場合がありますのでご注意ください。
- Q. 借金やローンの返済があり、市税などの支払いが滞ってしまいました。
- A. 借金やローンの返済を理由に市税などを滞納したままにしておくことは認められません。納付の相談に応じますので、各担当課へ必ずご連絡ください。

### 市税・国民健康保険料の納付の猶予制度

#### 1. 徴収猶予

傷病や失業、災害などの特別な事情により納期限内に市税・国民健康保険料を一度に納付できないと認められるとき、申請により徴収を一定期間猶予する制度があります。

- 徴収猶予期間  
市税：原則1年以内（最長2年）  
国保料：6か月以内

#### 2. 換価の猶予

市税・国民健康保険料を一度に納付することにより事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき、財産の差押えや換価（売却）を一定期間猶予する制度があります。

- 申請期限  
納期限から6か月以内
- 換価の猶予期間  
原則1年以内（最長2年）

#### 3. その他

制度の詳細については、本庁舎徴収課（☎ 0857-30-8162、8163）までご相談ください。